

『台風時等における生徒の登下校について』

名古屋地方気象台から、尾張東部のいずれかの地域（名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町）に「暴風警報」、又は「危険警報（レベル4）」、「特別警報（レベル5）」が発表された時は、次のように対処する。

1 暴風警報が発表された場合

（1）登校する以前に、暴風警報が発表されている場合

ア 始業時刻2時間前（午前6時40分）までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。

イ 始業時刻2時間前（午前6時40分）以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。

ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。その際は、担任に連絡する。

（2）登校後に暴風警報が発表された場合は、学校の指示に従う。

2 危険警報（レベル4）、特別警報（レベル5）が発表された場合

（1）登校する以前に発表されている場合

ア 登校日の午前0時以降に発表されている場合、授業を行わず休校にする。

イ その日のうちに解除された場合も、授業は行わず休校にする。

（2）登校後に特別警報が発表された場合は、学校の指示に従う。

注）危険警報とは、重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況である旨を警告して行う予報で、「氾濫」、「大雨」、「土砂災害」、「高潮」の4種類あります。

特別警報とは、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報で、「氾濫」「大雨」、「土砂災害」、「高潮」、「大雪」、「暴風」、「暴風雪」、「波浪」の8種類あります。

3 「暴風警報」又は「危険警報」、「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により登校の困難が想定される場合には「Classi」に連絡するのでその指示に従う。この異常気象が消滅したあとの対応についても「Classi」により連絡するのでその指示に従う。